

議案第26号

飛騨市育英基金条例の一部を改正する条例について

飛騨市育英基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月26日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

低所得世帯を対象とする給付型奨学金制度を創設するための改正

飛驒市育英基金条例の一部を改正する条例

飛驒市育英基金条例（平成16年飛驒市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1号を加える。

- (3) 貸付を受ける際の貸付を受ける者の親権者の所得等が、規則で定める範囲を下回るとき。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

飛騨市育英基金条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第5条 略 (貸付金の償還債務免除)</p> <p>第6条 市長は、前条に規定する基金の貸付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その貸付に係る償還債務(納付期限が到来していないものに限る。)の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <hr/> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第5条 略 (貸付金の償還債務免除)</p> <p>第6条 市長は、前条に規定する基金の貸付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その貸付に係る償還債務(納付期限が到来していないものに限る。)の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p><u>(3) 貸付を受ける際の貸付を受ける者の親権者の所得等が、規則で定める範囲を下回るとき。</u></p> <p>以下 略</p>

飛騨市育英基金条例の一部を改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

給付型奨学金制度創設に伴う条例の改正

（第6条関係）

2 改正の内容

低所得世帯を対象とする給付型奨学金制度について、貸付金の償還債務を免除する条項に、新たに「貸付を受ける際の貸付を受ける者の親権者の所得等が、規則で定める範囲を下回るとき。」の1号を加えるもの。

3 施行日 平成30年4月1日